

排水設備指針の運用基準

(令和7年4月1日)

横須賀市上下水道局技術部給排水課

排水設備指針の運用基準

1. 区画分割による公共汚水ます等の設置についての取扱い

公道に接道している宅地を区画分割・分筆登記することによる公共汚水ます及び引込み等の設置については1敷地毎の引込みとし、引込みのない区画は、自費施行工事により設置すること。

ただし、次の場合を除く。

- ・宅地面積が500㎡以上
- ・公道に接道している宅地であっても物理的に設置不可能なもの
- ・公道と私道に接道している宅地

2. 区画統合による公共汚水ます等の設置についての取扱い

区画統合により必要としなくなる公共汚水ます等は近い将来再利用できると判断したものに限り、閉栓や養生をして残置することも可とする。ただし、現場の条件や土地利用の見通し等によって対応が異なるため、事前に相談をすること。

3. 敷地内に家作等を建てる場合の取扱い

1区画(1敷地)に複数の建物(家作等)を建てる場合、既存の公共汚水ます等1か所に接続可能とする。

4. 雨水排水の接続に関する取扱い(開発・宅造等を除く)

分流区域の雨水排水について、接続先の道路に道路側溝等雨水排水施設がない場合は、雨水貯留施設や浸透施設を設置し、敷地内で雨水処理に努めること。また、道路際(将来雨水排水施設が整備された場合に接続できるように境界から1m以内)に宅地内雨水最終ますを設置すること。なお、浸透ます単体での処理は認めない。

国・県道の道路側溝に既存排水設備の接続がなく、新たな接続を道路管理者が認めない場合は、上記と同様に敷地内で雨水処理に努めること。

5. 宅地内雨水排水の取扱い

合流区域において、宅地内雨水排水の一部を開渠(側溝等)とする場合は、汚水が合流するので、防臭・防害虫のために雨水コンクリートます等に逆エルボ(トラップ)を設けること。

(図1-1平面図、図1-2断面図参照)

既存家屋における水洗化工事の計画確認申請における雨水排水設備の設置

については、雨どいの切り離しもやむを得ない措置として認める。

敷地面積 1,000 m²未満の場合は管径を 200 mmとし、流量計算を省略できる。

市街地における浸水の防除及び水循環の改善のために、雨水浸透ます等を 1 か所以上設置することが望ましい。

図 1-1 平面図

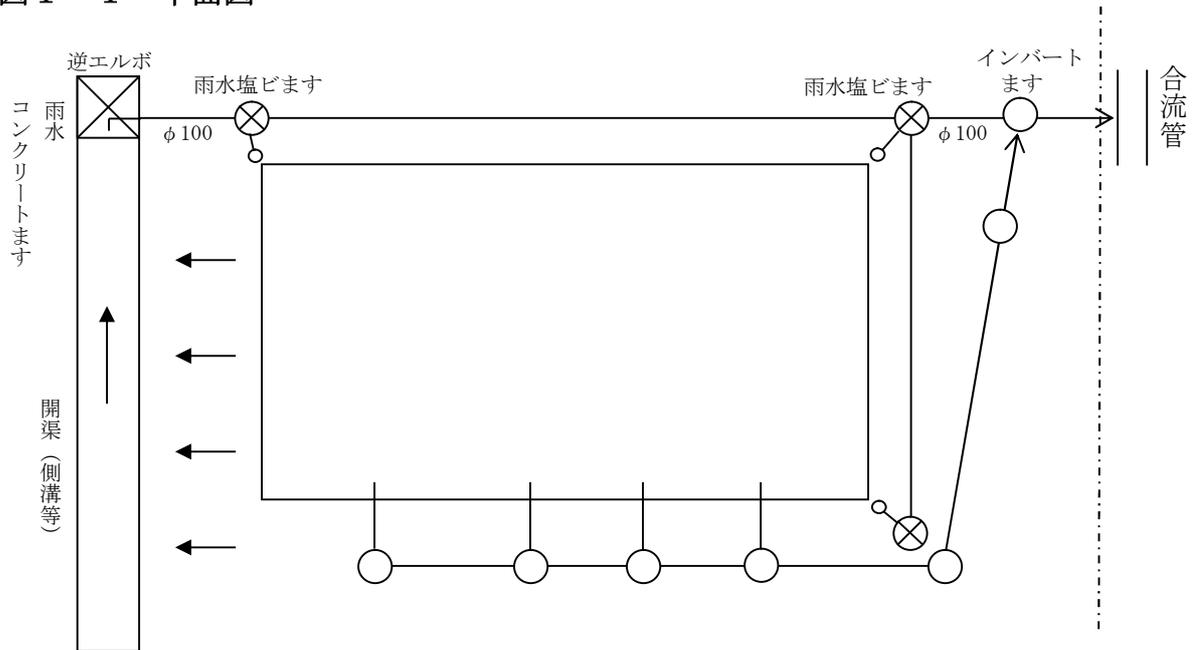
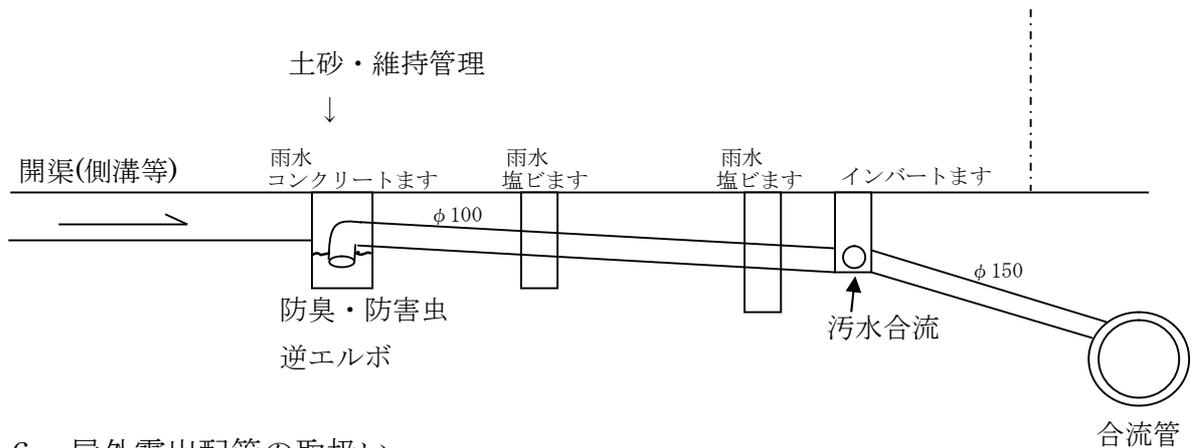


図 1-2 断面図



6. 屋外露出配管の取扱い

一時的に設置する施設、がけ面（法面）等掘削埋設に危険が伴う場合や物理的に不可能な場合の排水設備は露出配管とすることができる。

ただし、排水設備に荷重がかかる部分や破損の危険性がある部分については、必要な防護措置を施すこと。

7. 鉄筋コンクリート製ますの取扱い

鉄筋コンクリート製のますに塩ビ管を接続すると材質が異なるため接続部分が経年劣化等により漏水を起こしやすくなるので、汚水系統では基本的に硬質塩化ビニルますとすること。

また、雨水系統においてもできる限り硬質塩化ビニルますを使用すること。

硬質塩化ビニルますが適さないような場合には、鉄筋コンクリート製ますを設置することができる。

8. 給水装置を設ける場合の排水設備設置についての取扱い

給水装置を設ける場合は必ず汚水排水設備を設置し、屋外やベランダに給水装置を設置する場合は、雨水の流入を最小限にするために、水受けの排水パン等を周辺よりも少し高く設置すること。

ただし、次の場合を除く。

- ・ 外流しで水受けの排水パン等を設置しないで、庭の散水のみで使用し、浸透により排水が排水設備に流入することがないもの
- ・ 専用住宅等の駐車場の排水
- ・ 地下浸透や蒸発で公共下水道に流入しないもの

例. 畑、グランド（スプリンクラー等）、庭等

※ 地下浸透させる場合には、雨水又は清浄な水に限る。

工場跡地等の地下水や湧水は水再生課との事前協議、土壤汚染等については環境部の指導により行うこと。

9. 既設排水設備の取扱い

汚水の既設排水設備で鉄筋コンクリート製のますは、硬質塩化ビニルますに取替えることが望ましい。責任技術者の調査により、排水に支障のない場合は継続使用するものとし、基本的に審査対象外とする。

ただし、次の場合は取り替えること。

- ・ 排水設備が合流となっているもの
- ・ 局に使用できないと認定されたもの

10. 立体駐車場等の雨水排水の取扱い

屋根のある場合は、オイル阻集器又は集水ます（逆エルボを設置）で汚水系統に流し、中に貯まった油脂類の除去（維持管理）をすること。

屋根のない場合は、オイル阻集器又は集水ます（逆エルボを設置）で雨水系統に流すことができる。中に貯まった油脂類の除去（維持管理）をすること。

11. 道路の位置の指定における取扱い

道路内に計画する汚水管の管径は 150 mm 以上とすることが望ましい。

12. 共同私設下水道の取扱い

私道の幅員が 4m 以上の場合は共同私設下水道管の管径を 150 mm 以上とすることが望ましい。

13. 屋内排水管の取扱い

専用住宅（木造等のアパートを含む。）の床下配管のみによる計画は、維持管理に問題があるので認めていない。

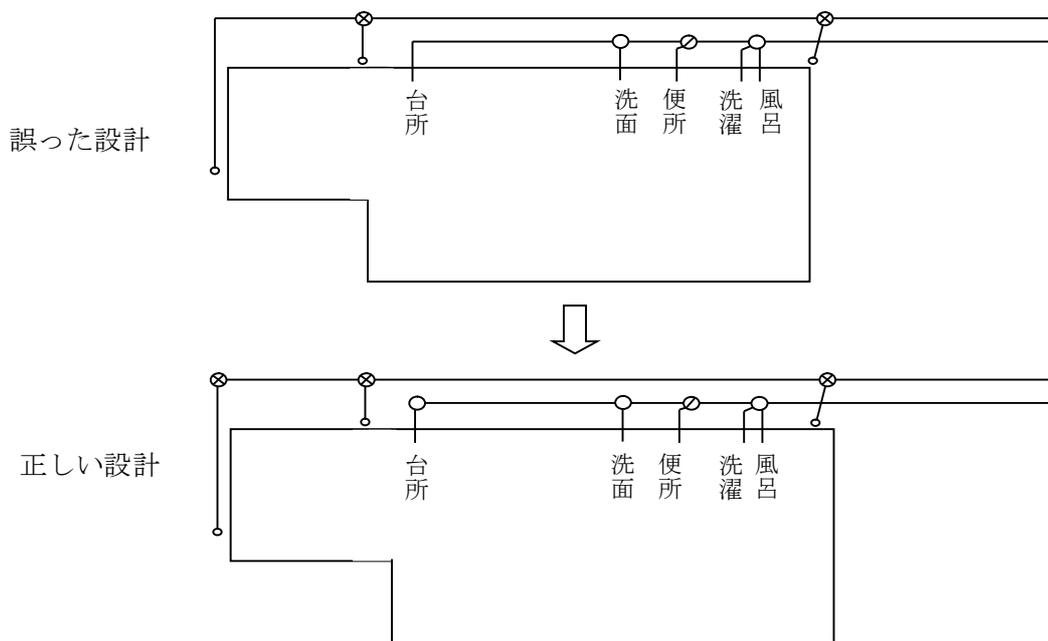
ただし、構造上やむを得ない場合は部分的（例．トイレを除く風呂、洗面、洗濯、台所の排水をまとめる等）に認める。

屋内排水管は、屋外ますに接続するまで途中に曲がりをつけてますを省略してはならない。

ただし、ますに接続するため、ます直前で曲がり管を使用する場合を除く。

図 2 参照

図 2



14. 屋内排水の配管における取扱い

衛生器具から水平に 1 方向と、屋外のますから 1 方向の曲がりには維持管理上問題ないが、1 か所を超える曲がりには計画しないようにすることが望ましい。

やむを得ず 2 か所以上の曲がりを受けなければならない場合は、維持管理

上の問題が発生しないように大曲管等を使用すること。

15. 排水ヘッダーの取扱い

床下集合配管システム（排水ヘッダー）の設置は、経済的な設計及び維持管理上のことも考慮し、設置すること。

負圧による異音の発生の恐れがある場合は通気をすること。

16. グリース阻集器の取扱い

計画確認申請に計算書の添付を要するが、その他の阻集器は除く。

事業系の施設では基本的に設置すること。

油を分解する装置や薬品をグリース阻集器に使用してはならない。

（グリース阻集器は公共下水道に油を流さないために設置するものであり、これらの装置や薬品の使用は公共下水道に油を流すことになるので、絶対に使用してはならない。）

17. 排水槽の取扱い

清掃は酸欠事故防止のため、排水槽内の換気を十分に行うこと。

清掃の頻度は4ヶ月ごとに1回以上、点検は月に1回以上実施することが望ましい。